やまぐち木の家づくり推進事業補助金実施要領

（趣旨）

第1条　この要領は、「やまぐち木の家づくり推進事業補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めると

ころによる。

（１）やまぐち木の家

　　　山口県産の木材及び県が認証した優良県産木材を使用して建築された住宅で、要綱第３条に規定する対象要件を全て満たす住宅

（２）やまぐち木の家等推進工務店

　「やまぐち木の家」の建築を積極的に推進する事業者であり、広く県民に県産木材の利用等に関する情報を積極的に提供する建築業者

（３）優良県産木材

県の定める認証基準（寸法規格、含水率、強度）を満たしたことを認証された、県産木材を使用した製材品

（事業主体）

第３条　やまぐち木の家づくり推進事業補助金の交付は、一般社団法人山口県木材協会会長が実施する。

（交付対象）

第４条　要綱第３条に規定する交付対象となる住宅は、木造の注文住宅及び建売住宅とする。なお、混構造の住宅については、主な構造が木造による部分について交付要件の判定を行う。

（申請者）

第５条　補助金の交付対象者は、注文住宅の場合は建築主とし、建売住宅の場合は、最初の所有者であるやまぐち木の家等推進工務店とする。

（申請期間）

第６条　当該補助金の申請期間は、令和7年4月1日から令和8年3月10日までとする。

（事業開始の通知）

第７条　会長は、本補助金について幅広く県民に周知するとともに、県内の工務店や製材業

者に対し本事業の募集開始を通知する。

（優良県産木材の認証）

第８条　要綱第４条の規定に基づき補助金の申請を行おうとする者は、申請に先立ち、優良県産木材の認証申請を行う。

２　会長は、前項の規定に基づき優良県産木材の認証申請があったときは、優良県産木材の認証を行うものとする。なお、その手順は別に定めるものとする。

（交付手続き）

第９条　会長は、要綱第４条に規定する補助金交付申請書を受理したときは、当該申請者の

優良県産材認証の内容と照合等し、申請書の内容を審査する。

（検査）

第10条　会長は、要綱第９条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査す

るとともに、優良県産木材認証基準に合致した木材の住宅建築工事への使用が確認できる

時点において、施工状況について、次の各号により現地検査を行うものとする。

（１）現地検査は、提出のあった実績報告書20件につき１件程度の実績報告者に対し行うも

のとする。

（２）現地検査を行うときは、あらかじめ検査日時等を申請者、若しくは建築を行ったやま

ぐち木の家等推進工務店に通知しなければならない。

（事業の進捗管理）

第11条　会長は、毎月末の交付決定状況等について、別途指示する様式で翌月３日までに県に報告するものとする。

　　ただし、３月分については、当月の19日までに県に報告するものとする。

（守秘義務）

第12条　本事業に携わる者は、当該事業を行う上で知り得た秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用することはできない。

（その他）

第13条　この要領に定めるものの他、事業の実施に必要な事項は別に定める。